

創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議
運営要領

令和 5 年 1 2 月 2 7 日
創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議座長決定

創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、原則として、非公開とする。
2. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。